

2024年1月19日

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会
製品水委員会 品質規格部会

「化学物質管理者」と「保護具着用管理責任者」の選任について

拝啓、時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠に有難う御座います。

令和6年(2024年)4月1日より施行される労働安全衛生法の新たな化学物質の規制において、リスクアセスメント対象物の製造、取扱い、譲渡、提供する事業場では、「化学物質管理者」の選任が必要になります。また、保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」の選任が必要になります。

対象となる各社につきましては、各工場に「化学物質管理者」と「保護具着用管理者」の選任をお願いいたします。

敬具

記

■化学物質管理者

化学物質に係るリスクアセスメントの実施に関すること等の当該事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。※事業場内の従業員より選任する。

【管理者の条件】

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

※資格要件は、ありませんが、化学物質管理者講習会（リスクアセスメント対象物質製造事業場以外の事業場向け）を受講することが望ましい。

【職務】

- ・ラベル、SDS等の確認
- ・化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・リスクアセスメント実施結果に基づく暴露防止措置の選択、実施の管理
- ・化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成、保存
- ・化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

【掲示】

化学物質管理者の氏名を事業場内に掲示

■保護具着用管理責任者

有効な保護具の選択、保護具の保守管理、その他保護具に係る業務を担当する。

※事業場内の従業員より選任する。

【管理者の条件】

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者で、※1 施行通達の記の第4の2(2)

①から⑥に挙げられた者、または保護具の管理に関する※2教育を受講した者

※1：労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の実施について（基発 0531）

基発 0531 第9号：[000945516.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/000945516.pdf)

※2：保護具着用管理者講習会を受講した者

【施行通達の記の第4の2(2)①から⑥に挙げられた者とは？】

※安衛則第12条の6第2項関係_基発 0531 第9号より抜粋

本項第2号中の「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次に掲げる者が含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

- ① 別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ② 9（1）ウに定める作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ③ 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ④ 安衛則別表第4に規定する 第1種衛生管理者免許 又は 衛生工学衛生管理者免許 を受けた者
- ⑤ 安衛則別表第1の上欄に掲げる、令第6条第18号から第20号までの作業及び令第6条第22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者（作業主任者）
- ⑥ 安衛則第12条の3第1項の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を終了した者
その他安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号）の各号に示す者（安全衛生推進者に係るものに限る。）

【職務】

- ・ 保護具の適正な選択に関すること
- ・ 労働者の保護具の適正な使用に関すること
- ・ 保護具の保守管理に関すること

【掲示】

保護具着用管理責任者の氏名を事業場内に掲示

■施工日

令和6年（2024年）4月1日より

■別紙

・（参考）責任者氏名掲示用

■参考資料 ※厚生労働省 H.P

mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

以上

製品水委員会 品質規格部会では、更なる宅配水業界の健全なる発展を目指して参ります。
委員会活動へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会
Japan Delivery Water & Server Association

化学物質管理者

保護具着用
管理責任者